

## 参加規程

### 1 参加申し込みが出来るキャラクター（ヒーローを含む。）

- (1) ある特定の地域や特産品、観光地、イベント、その土地にしかない観光施設や公共施設の振興につながるPRをするキャラクターで、自費で参加できること。
- (2) 申し込み必要書類に不備が無いこと
- (3) 申し込み時に着ぐるみがあること。ただし、ヒーローは除きます。
- (4) 申し込み時にキャラクターの全身写真を添付でき、ご提供いただいた画像等を無償で以下に使用させていただけること。
  - ①本イベントのホームページ・ポスター・パンフレット等の広告物
  - ②本イベント費用を得るための販売物（外部委託制作物など）
- (5) 前 1ー 1 項にあてはまらない団体でも実行委員会が推薦または参加可能と判断できるキャラは参加することが出来ます。
- (6) 主催者が許可しない場合はいかなる理由があっても参加は出来ません。

※ご不明な点は、お問い合わせください。実行委員会の参加許諾を得られていないと参加できませんので、条件を満たしていると思われる場合でもご参加いただけない場合があります。

### 2 参加申込

- (1) 別添の申込書に必要事項をご記入の上、電子メールでお申込みください。  
(申込先 : [yos-sato@city.inazawa.aichi.jp](mailto:yos-sato@city.inazawa.aichi.jp))
- (2) 参加申し込み締め切りは、主催者の決める参加数に達した時点とします。但し、7月21日（金）を第一次締め切りとします。（第一締め切り日までにお申し込みのあったキャラクターは、ポスター及びチラシに写真を掲載させていただきます。）
- (3) 申込書受理後、実行委員会にて審査のうえ、決定通知を送付いたします。
- (4) 本イベントの趣旨に合わない参加希望者は、主催者の判断で申し込みを受理しないことがあります。
- (5) 申し込みの際、キャラクターの全身の写真データを添付してください。

### 3 参加の契約

基本的に参加希望者が申込書を作成した日を申込日とし、主催者からの決定通知の送付をもって参加契約が締結されたものとします。

### 4 参加の取り直し

- (1) 参加者による参加の申し込み取り直し、解約は主催者においてこれを了承しない限り認められません。
- (2) 主催者はいかなる理由を問わず、主催者の判断でイベント開催前及び開催中に参加

者の参加を取り消すことが出来るものとします。

#### 5 ブース出展料及び小間の割り当てについて

- (1) ブース出展料は無料です。(間口 1,800mm×奥行 2,700mm、長机 2 台、椅子 2 脚付)
- (2) ブースの小間割り(ブース位置)は主催者にて決定します。
- (3) 参加者は小間割り(ブース位置)に対し変更を求めることはできません。また、参加者相互間での変更はできません。
- (4) ブースは 1 団体原則 1 小間までとし、1 団体で複数のキャラクターが参加しても追加のブースはありません。

#### 6 出展物の管理と免責

- (1) 主催者は、出展物(着ぐるみも含む)の管理等に最善を尽くしますが、あらゆる原因から生ずる損失または損害についてその責任を負わないものとします。
- (2) 主催者は申込時にご提供いただいた画像を当イベントの宣伝及びイベント費用を捻出するための収益事業に使用しても、権利に関する責任を負わないものとします。

#### 7 事故防止および責任

- (1) 主催者および参加者は、出展物の搬入出・展示・実演・販売に際し最善の注意を払います。
- (2) 万一事故が発生した場合の責任は、イベント保険適用範囲外については、出展者において負うものとします。
- (3) 主催者は事故発生の防止をはかるため、出展・展示・実演・販売の制限、または中止を求めることがあります。

#### 8 イベント開催変更および中止

- (1) 主催者は、天変地変その他不可抗力により、日程を変更またはイベントを縮小や中止することがあります。
- (2) これらの判断はすべて主催者でおこない、これによって生じる損害等については責任を負いません。
- (3) 雨天時でも開催することがあります。この場合の参加、不参加は出展者の責任により判断するものとし、主催者は参加を強要しません。(雨天時に参加される場合、雨天対策は各自でお願いします。)

#### 9 出展規定の変更

- (1) 主催者はやむを得ない事情があるときはこの規定を変更することがあります。この場合参加者は変更後の規定等を遵守していただきます。
- (2) 変更内容は事前に電子メールにてお伝えしますが、変更によって参加を辞めた場合でも主催者は損害を補償しません。

10 ブースまたは会場内公共スペースで販売や試供できない物

- (1) その場で調理加工する食品 ※別途飲食物販売可能エリアでの出展になります。(要設備費用)
- (2) 酒類 ※ご当地の特産品である酒類を、未開封で販売したい場合は事務局へお問い合わせください。
- (3) 生鮮食品 ※条件によっては、許可する場合がありますので、お問合せ下さい。
- (4) 医薬品
- (5) 銃刀類
- (6) その他、主催者の判断により決定したもの

11 その他

その他規定にない事項については主催者が都度、判断し決定します。